『手をつなぐ親たち』記述内容から読み取れる 知的障害者の性行動に対する関係者の態度

- 1956年4月から1966年3月の記事を手掛かりに -

京 俊輔* ·延原 稚枝** · 武子 愛* · 門下 祐子***

Attitudes of people involved toward the sexual behavior of people with intellectual disabilities as seen in the description of "Te Wo Tsunagu Oyatachi": Analysis based on journals published by parents organizations of people with intellectual disabilities from 1956 to 1965

Shunsuke Kyo · Wakae Nobuhara · Ai Takeshi · Yuko Kadoshita

要旨

本研究は『手をつなぐ親たち』の知的障害児者に対する性に関する記述内容を質的に分類し、創刊された 1956 年 4 月から 1966 年 3 月にかけての親、教員、福祉事業所の職員、行政関係者ならびに有識者の態度を検討することを目的とした。本研究では、(1) 知的障害者の性に対する否定的な記述、(2) 個人還元主義的な記述、(3) 恋愛に関する記述、(4) 結婚と優生手術に関する記述、(5) 知的障害者の性に対する肯定的な記述の5つの視点で整理を試みた。本研究の結果、『手をつなぐ親たち』は、(1) 知的障害者の性に対する否定的な記述や(2)個人還元主義的な記述が見られるだけでなく、有識者や行政担当者の意見も踏まえた(4) 結婚と優生手術に関する記述が多く取り上げられていたことが分かった。特に優生手術については、親、教員、職員、行政関係者、有識者ともに支持的な立場を取っていたことが明らかになった。

【キーワード:知的障害者,性,『手をつなぐ親たち』,記述,歴史】

はじめに

2006年12月に国連総会本会議にて障害者権利条約が採択された。この条約では、第25条「健康」に性に関する規定があり、「(a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画(性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。)を提供すること」と定められている。

しかしながら 2022 年 12 月に、北海道にある社 会福祉法人あすなろ会が運営するグループホーム で、知的障害のある男女が結婚や同居を希望した場合に、同法人が20年以上前から男性にはパイプカット、女性には避妊リングの装着などの「不妊処置を求めていた」(読売新聞2022.12.20)²⁾、「不妊処置法を紹介」(朝日新聞2022.12.20)³⁾していたことが明らかになった。本人達の意思に基づき対応してきたと説明されているが、1990年代後半から「8組16人が応じていた」(読売新聞2022.12.19)⁴⁾とされる。この一件から、今日もなお社会の中に存在している障害者に対する優生思想を、あらためて感じた者も少なくなかろう。

一方で2024年7月3日に最高裁判所大法廷が、

^{*}島根大学人間科学部 **駒澤大学文学部 ***京都教育大学総合教育臨床センター

優生保護法裁判で違憲判決を出したのは記憶に新しい。この判決をふまえ、2024年10月7日に第214回臨時国会において「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」が全会一致で採択されている。翌10月8日には「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する」法律が成立されるに至っている。

ここで一歩立ち止まって考えてみたい。私たちは知的障害者の性とどう向き合ってきたのだろうか。学校や福祉、家族はどう向き合ってきたのだろうか。

本研究は、知的障害児者の親の会である全国手をつなぐ育成会連合会(旧全日本手をつなぐ育成会)発刊の『手をつなぐ親たち』『手をつなぐ』を手掛かりに、発刊された当時の親、教育や福祉、行政関係者ならびに有識者の態度を検討することを試みるものである。特に本稿では、そのなかでも創刊された1956年4月から1966年3月にかけての親、教育、福祉、行政関係者ならびに有識者の態度に着目する。

1. 知的障害児者の性や結婚、および性 教育に関する歴史的研究

知的障害児者の性や結婚、および性教育に関する歴史的研究は非常に少ない。その中で代表的なものとして以下のものが挙げられる。

児嶋 (2010) [1] は、『特別支援教育研究』『月刊 実践障害児教育』『みんなのねがい』を対象に、主題を 22 項目に分けた分析を行っている。児嶋 は報告数の多い年をピークとし、「第 I 期 \sim 1969 年 」「第 I 期 1970 年 \sim 1978 年 」「第 I 期 1970 年 \sim 1978 年 」「第 I 期 1970 年 \sim 1985 年 」「第 I 期 1986 年 \sim 1990 年 」「第 I 期 1991 年 \sim 1997 年 」「第 I 期 1998 年 \sim 2003 年 」に分類し、各年代の特徴を明らかにしている。児嶋は本研究と関連の強い「第 I 期 \sim 1969 年 」について、それぞれの誌面で殆ど報告が見られない点を明らかにしている。また、「行動化された性の問題について否定的な見方が優勢」(児嶋 2010:118)であり、「『理屈ぬきに教え込む』という指導方針」(児嶋 2010:118)が支配的だったと指摘する。

河東田 (2014,2024) [2] [3] は、『近江学園年報』『手をつなぐ親たち』『愛護』『精神薄弱児研究』を俯瞰し、1950 年代はハンディキャップのある人たちのセクシュアリティや結婚を問題視するような記述が多い点を指摘する。1960 年代に入ると『手をつなぐ親たち』でセクシュアリティに関する記事が書かれるようになったという点も明らかにしているが、それぞれの誌面を詳細に分析したものではなく、取り上げられ方も一部にとどま

っている。

西村(2021)[4]は、『手をつなぐ』『サポート』『現代性教育月報』を対象に「優生手術」「性」「結婚」のキーワード検索を実施し、創刊時から今日までの記事の傾向を分析している。西村(2021)は、本稿との関連では『手をつなぐ』についていくらかの分析を行っており、1956年第3号に掲載された「堕ちゆくもの―春枝のかなしみ」をきっかけに性問題が議論されてきたことを明らかにした。また同誌では結婚をする条件として優生手術を受けさせることを是とし、推進してきた傾向があることを指摘している。

これら研究結果は知的障害者の性についての歴史的変遷を辿ることのできる非常に貴重な成果だが、一方で児嶋(2010)と西村(2021)の両氏はキーワード検索で見つかった記事の分析にとどまっており、生活の中に埋め込まれた性については言及できなかった点がこれまでのこの分野における研究の課題であったと言える。

2. 本研究の目的

本研究は『手をつなぐ親たち』の知的障害児者に対する性に関する記述内容を分析し、創刊された1956年4月から1966年3月にかけての親、教育、福祉ならびに有識者の態度を検討することを目的とする。『手をつなぐ親たち』『手をつなぐ』は、知的障害者の親たちの情報および交流のための雑誌であり、創刊された1956年4月から1993年までは「指導誌」という位置づけであった(全国精神薄弱児育成会1956)5 [5]。

3. 研究方法

(1) 研究の手続き

まず、『手をつなぐ親たち』『手をつなぐ』の誌面についてキーワード検索を行うのではなく、第二著者、第三著者で全誌面を通読した。そのうえで記事の中で、知的障害児者の性行動・性表現に関する記述があるものをセグメントとして切り出した。

セグメントとして切り出した記事から第一著者が記述内容の抜き出しと整理、分類を主として行った。抜き出すのは単語レベルのものもあれば、文節、文、段落などさまざまであるが、意味内容ごとに切り出した。座談会などの記事については会話内容で切り出しているものもある。

またそれら記述内容について、誰が述べたのかにも着目し、紹介、あるいは肩書として表記されていた内容を手掛かりに「教員」「職員」「行政関係者」「有識者」「当事者」などの属性に分類している。なお、ここでいう「職員」は、今日でいう

表1 記事の切り出し方法(例)

年	号	ページ	著者	属性	タイトル	掲載 箇所	引用
1957 年 4 月	13号	pp.6-12	仲野 好雄	親	「手をつな ぐ親の会」 今後の使命 について	p7	「第四は『結婚に伴う家庭生活の喜び』であります。これは私の夢であったのでありますが、今の子供の成長段階から見ますと親として真剣に取り組まなければならない問題となり、なんとか成功させ幸福をもたらせたい親の悲願であります。すでに成功した幾多の実例を聞いていますが、私としては体験がありませんから、後日の機会に適当な方に教えて頂くことにいたしましょう。

ところの障害者支援施設、障害福祉サービス事業 所、グループホーム、通勤寮などのいわゆる福祉 事業所の職員を指す。「有識者」は大学の研究者 などを指す。データは表1に示すような形式で整 理し、分類を行った。

(2) 分類方法

上記の手続きで整理した資料に基づき、切り出されたセグメントを分類した。分類するにあたり、切り出したセグメント全体を俯瞰し、共通する内容から分類する視点を設定した。視点は表2に示す通り知的障害者の性に対する否定的な記述、個人還元主義的な記述、恋愛に関する記述、結婚と優生手術に関する記述、知的障害者の性に対する肯定的な記述、の5つであった。その5つの視点をもとにセグメントを整理、分類した。分類したデータの妥当性については、本領域、質的研究に精通した第二著者、第三著者、第四著者とデータセッションを行って確定させた。

(3)対象とする期間

対象とした期間は、創刊された 1956 年から今日までである。ただし本稿では、そのうち創刊された 1956 年 4 月から 1966 年 3 月の最初の 10 年間に出版された号の記事を分類している。

4. 研究結果

方法に示した手続き、分類の結果、1956年4月から1966年3月から、114記事で455箇所の性行動・性表現が切り出された。それらを5つの視点で分類したものが表2である。

1956年4月から1966年3月は先述の通り「指導誌」の位置づけであったことから、教員と職員、行政関係者、親の立場の語りが大半であり、知的障害のある当事者の声は全く見られない。内容は座談会や記事などが中心であったが、物語として綴られているものが複数あった。また、西村(2021)が指摘するように、第3号に掲載された「堕ちゆくもの一春枝のかなしみ」の影響は大きく、それをきっかけに座談会が組まれるなど、『手

をつなぐ親たち』において性が取り上げられるようになっている。ただ、この時期には特集記事はみられない。

本章では『手をつなぐ親たち』からの引用箇所を「」で示す。引用のあとの()は、引用した記事の掲載されていた号数、記事のタイトル、掲載頁を記している。引用箇所は、送り仮名等を含めて、全て当時の誌面に記述されていたままの表記を用いる。

座談会などの記述からの引用も多くあるため、個人が書いた記事以外は、同年発行であっても発行年にアルファベットは付さずに表記する。また同じタイトルで同じ誌面に複数名が記述している記事もあったので留意いただきたい。

(1) 知的障害者の性に対する否定的な記述

1956年4月から1966年3月の記事の中では、親自身の記述は多くない。否定的な記述も限定的であった。親である堀内トミ子(1957)[6]は「実は私年頃の娘を持って結婚の問題やなにかのなやみを、といわれてついそうですね、などと引受けてしまって、さてかんがえて見たら私はまだそこまでどうと深く考えていない。いなくはないのですが考えるのが恐ろしいのですね」(第21号「年頃になった娘を抱えた母親の悩み」p28)と心境を吐露する。

一方、職員の記述には否定的な内容が複数含まれていた。職員である渡辺実(1958)[7]は、「性欲そのものは知能が中程度以下になるほど非常に弱くなるようです。ただ自制力にも欠けてくるので、露骨になり、周囲で大騒ぎすることになります」(第30号「『性』的行動に対する指導」p31)と語り、否定的な立場から知的障害者の性的な成長を表現した。岡崎英彦(1963)[8]も「この子たちの場合は自分の衝動をうまく社会的に承認される形で制御することができない」(第90号「一番困っている問題について一重い障害の場合を中心に」p8)と述べ、知的障害者は制御が効かない存在であるとした。同じく職員である池田太郎(1964)[9]も「IQが五十以下の場合は、大体結婚させることは無理です」(第98号「社会に出てか

表 2 本研究で検出された周囲の人の態度

	記事情報【執筆者		
視点	記事情報【執載者 (年号) 号数】	具体的な抽出箇所の記述(代表例)	属性
	堀内トミ子(1957) 第 21 号	実は私年頃の娘を持って結婚の問題やなにかのなやみを、といわれて―中略―さてかんがえて見たら私はまだそこまでどうと深く考えていない。いなくはないのですが考えるのが恐ろしいのですね。	親
知的障害者 の性に対す る否定的な	跡見一子(1963) 第 84 号	住所不定の精薄者で、いろいろな男の子を生んだところ、親子とも精薄という例もあります。おそろしいことだと思います	有識 者
記述	池田太郎(1964) 第 98 号	IQ が五十以下の場合は、大体結婚させることは無理です	職員
	加藤茂男(1964) 第 103 号	サルが自慰をおぼえると、手近な方法で満足をおこなうくせがついてしまって、異性の サルには興味を示さなくなる	教員
	黒丸正四郎(1957) 第 20 号	このタイプの子(筆者追記:家族性単純型精神薄弱)には $I \cdot Q$ が三〇、四〇といったような白痴や痴愚急のものはほとんどないのでありまして、その多くが IQ 八〇一六〇程度で、限界線級または魯鈍級であります。	有識 者
個人還元主	登丸福寿(1958) 第 29 号	結婚の条件としては、愛情、肉体的完成、経済的自立を挙げることができます。—中略—実際にこの条件に合う精神薄弱者といいえば、魯鈍級と軽症の痴愚級の中の選ばれたケースだけでしょう。	職員
	藤波高(1958) 第 32 号	知能の発育は遅滞しても、肉体は知能と関係なく成長する子。そしてその矛盾は、本能的な欲望をおさえるすべも知らず、しかもそうした者までねらう世間の毒牙にさらされていることになる。	教員
	樋口幸吉(1961) 第 62 号	前略―白痴美とでも申しますか魅力がある。―中略―強姦なのか和姦なのかという法律的のきめ手が出て来ない。普通の少女ですとあくまでも拒否したりするために強姦という線が出てくるのですが、精薄の場合ですと、自分がやられても、その行為の判断がつかないのです。	
恋愛に関す	樋口幸吉(1956) 第4号	私なども去年少し調べたのですが、軽い程度の精薄者が多いのです。それが職業あっせんという名目で非常に安い料金で利用されているのです。そして売春のような境遇から抜け切れないのは一万円から二万円という安い金で縛られているためです。結局知能が足りないために働いたお金をうまく巻き上げられ、そういう搾取的な機構を脱することができない―後略	行政職員
る記述	糸賀一雄(1956) 第5・6号	今頃の若い人たちの模範とすべきと思うような清純な恋愛をしています。	職員
	仲野好雄(1965) 第 116 号	結婚を考える前に仕事を女房とし夫とさせ、自活能力が出来、恋愛が芽ばえた時結婚問題に本格的に取組むべきと思う	親
	高野いね子(1957) 第14号	私には今の子の下に IQ35 の男の子がいるが、青年になったら断種させたい。	親
	横山富雄(1958) 第 24 号	優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止する抜本的な対策として、遺伝歴の濃い患者についておこなっている優生手術は、昭和三十一年度には一、三四一件実施しましたが、本年も上半期で五八五件に達しております。	行政 職員
	近藤益雄(1958) 第 29 号	外因による場合には無条件に結婚してよろしい―中略―。内因による場合は、条件によって結婚をすすめたいと思います。その条件というのは、配偶者として出来る限り正常者を選ぶこと、子供を産むことは避けることの二点です。―中略―避妊が行われがたいときは優生手術をして結婚するのもよい―後略	職員
結婚と優生 手術に関す る記述	佐藤善七(1958) 第 29 号	(1) 男女が遺伝性の場合は血続結婚は絶対にさける。(2) 親の強要は不可であり、結婚しようとする両人の理解に立って必ず決めるべきである。(3) でき得れば一方は普通人であるのが望ましい。(4) 女が精薄の時は結婚後当分野の間家事一般について母親または家政婦による指導や協力が望ましい。(5) 優生手術については両人の希望があれば医師に相談して行ってもよい。(6) 先天的遺伝性が現在医学で確証できうれば断種して結婚すべきである	教員
	仲野好雄(1961) 第 62 号	精神薄弱者は優生手術を行なうべきかどうか、行なうとすればその年令はと、私たちの大きな迷いであります。一中略一児童福祉の面(生まれでる子の幸せ)からも考える必要があるようにきくのでありますが、こうした人権に大きくひびく問題だけに、一中略一専門家の思想を統一し、親の意見もきいていただいて改正すべき点があれば改正していただかなければならない問題と考えます。	親
	跡見一子(1963) 第 84 号	それで、ここ(筆者追記:日本心身障害児協会)で世話をしている人々については結婚は問題になりません。当面の性的な問題として、三名ばかりメンスのある人がいます。この人たちは排便のしまつもできません。自分のメンスのものを投げつけたり、男性の職員に抱きついたりするので、親の希望としては優生手術を望んでいます。	有識者
	仲野好雄(1957) 第 13 号	第四は『結婚に伴う家庭生活の喜び』であります。これは私の夢であったのでありますが、今の子供の成長段階から見ますと親として真剣に取り組まなければならない問題となり、なんとか成功させ幸福をもたらせたい親の悲願であります。	親
の性に対す	渡辺実(1958) 第 30 号	性欲的行動の中には明るい行動も沢山含まれているので、大人らしい誇りを持たせるチャンスでもあると思います。	職員
る肯定的な記述	小杉長平(1962) 第 70 号	一前略一遺伝関係の有無についてはあまり考えられていない。生活能力については男女とも強く考えられている。しかし、精薄者の結婚がうまく成立する場合や、好ましい結婚生活が続いている場合を見ると、よい子を産む能力、女子なら家事をきまわす能力、男子なら生活費をかせいでくる能力とかの外に、これらの能力とは関係ないものつまりそういう能力があまりなくてもうまくいっている例がある。	行政職員

らの心配に応えて一第86回手をつなぐ親の集いから」p9)と述べ、知的障害者の結婚に対しても否定的な立場を取った。これら考えは、後述の個人還元主義的な考えにも通ずるものであった。また、登丸福寿(1966)[10]は、「似たもの夫婦の場合は、育児は無理ですから、優生手術を利用することも考慮に入れておくことです」(第118号「成人の諸問題」p12)と述べ、後述の優生手術にも言及するなど、知的障害者は性的な行動や結婚、育児ができないという立場であった。

教員である小宮山倭 (1956) [11] は、知的障害 児のマスターベーションに言及し、「そのことが きっかけでその男の子はオナニーを覚えて長いこ とそればかりをやっていたというのです」(第5・ 6号「座談会 精薄児と性の問題(その二)優 生手術と結婚について」p42)と、かれらのマス ターベーションについて否定的な見解を示して いる。また小宮山倭(1958)「12」は「精薄児の場 合、心に受入れる領域がせまいから、性衝動が心 に座を占めると他のものを受入れる余地がなくな り」(第29号「【座談会】精薄児の性教育につい て」p9) と説明し、知的障害と性衝動との関係 について述べている。日本心身障害児協会の跡見 一子 (1963)[13]も、「住所不定の精薄者で、いろ いろな男の子を生んだところ、親子とも精薄とい う例もあります。おそろしいことだと思います」 (第84号「座談会 精神薄弱者の性と結婚につい て一第69回手をつなぐ親の集いから」p8)と述 べており、さらに出産・育児まで踏み込んで否定 的な意見を述べている。

さらに踏み込んでいるのが、動物的な性として描かれているものである。その代表が教員である加藤茂男(1964,1965a,1965b)[14][15][16]である。加藤は直接的な表現を避けつつも、「サルが自慰をおぼえると、手近な方法で満足をおこなうくせがついてしまって、異性のサルには興味を示さなくなるという」(第103号「男の子の自慰」p29)、「犬や猫などの動物は、受精するまで絶えず意識しているが、みごもってから育児までの過程では異性を拒否して寄せつけようとせぬ」(第106号「父なし子を生んだ」p33)、「ゆうきちには、アベロンの野生児のように『社会化』されない行動の段階以上に、適応化されていかなかったのである」(第107号「夢想の結婚」p24)など過激な描写が多い。

このような否定的な記述がある一方で、職員であった糸賀一雄(1956)[17]は、「一生涯馬車馬のように仕事をさせ、永遠に結婚することができないのかということです。あるいは性の本能を満足させることは許されないのかという問題です」(第4号「座談会 精薄児の性の問題(その一)精薄女子は守られているか」p37)と否定的な考え

に批判的な立場を取った。また全日本精神薄弱者育成会専任理事であった仲野好雄(1959)[18]も「たとえ知恵がおくれていても自立自活の可能となった大部の者には当然結婚生活の楽しみを味わせてやりたいと思います」(第41号「天上の星と地上の草」p23)と述べ、そうした否定的な考えではないと、その立場を明確にしている。とはいえ、こうした否定的な語りに対して、十分に検討ないし批判することなく、『手をつなぐ親たち』に掲載していたのもこの時期の特徴だと言えよう。

(2) 個人還元主義的な記述

1956年4月から1966年3月の記事においては、知的障害者の性行動については、本人にその能力があるかどうか、という内容が多く見られた。後の1977年の大井一室橋論争⁶⁾へと繋がる考えだが、1956年4月から1966年3月は知的障害者個人の能力に還元していくという考えが中心であり、社会モデルの考えは当時ほとんどなかったと考えられる。

職員である近藤益雄 (1958)[19] は「結婚させ るための条件としては健康と社会性の具有という 生活能力がかなりあること―そうなると知能が低 いものは結婚させたくありません。また多くの女 子の場合、育児能力は望めないので、子供を生む ことだけは避けさせたいものです」(第29号「精 神薄弱者は結婚していいか」p6)と述べる。同じ 記事において登丸福寿(1958)[20]は、結婚とい う文脈で「実際にこの条件に合う精神薄弱者とい えば、魯鈍級と軽度の痴愚級の中の選ばれたケー スだけでしょう」(第29号「精神薄弱者は結婚し ていいか」p7)と述べている。また職員である池 田太郎(1964)も、「IQが六十七十あって、生活 力があれば結婚させてもいいと思います」(第98 号「社会に出てからの心配に応えて一第86回手 をつなぐ親の集いから」p9)と述べている。職員 の考えとして、知的障害の程度次第で結婚や出産 などが成り立つと考えられていたことがわかる。

教員の小宮山倭(1956)は「精薄の場合には精神的な要素というものは非常に稀薄になって、性欲そのものになってしまう危険性がある」(第4号「座談会精薄児と性の問題(その一)精薄女子は守られているか」p36)と述べる。一方で小宮山倭(1956)は、「去勢をしてしまえばいいのでしょうが、基本的人権ということにも関係してきますね」(第5・6号「座談会 精薄児と性の問題(その二)優生手術と結婚について」p37)と優生手術をすることに対して問題提起もしている。とはいえ、それ以降の小宮山倭(1957)[21]は「子を育てる力が極めて少ないので、断種はした方がよいと思います」(第14号「座談会 親と教師は語る」p35)とするように、優生手術を肯定する

立場を取る。

同じく教員の石橋泰子 (1958)[22]は、「精薄児 といっても全体としておくれている場合もある し、またその局面だけは抑制がきかないために伸 びほうだいとなっているという場合もあるわけで す」(第29号「【座談会】精薄児の性教育につい て」p8)、「性の意識は本能的にのびていくので すね。それが普通児のような形ではなく、もっと 未分化なんです」(同 p9) と述べ、抑制のきかな い存在であると述べている。また抑制の効かない という存在だというとらえ方については、藤波高 (1958)[23]も「知能の発育は遅滞しても、肉体は 知能と関係なく成長する子。そしてその矛盾は、 本能的な欲望をおさえるすべも知らず、しかもそ うした者までねらう世間の毒牙にさらされている ことになる」(第32号「ちえおくれの子まんだら (1)」p17) と述べている。加藤茂男(1964) も「精 薄者に自慰者は少いが、その少い自慰者の中には 正常者のそれとくらべて異質なものがある。ネッ ケという人は、適当な自慰は精神発達の高い者に 見られるが、精神発達の低い者には過度の自慰が 見られると発表している」(第103号「男の子の 自慰」p28) と、石橋、藤波と同じく抑制の効か ない存在として知的障害者を描いている。

売春や犯罪という点からも、知的障害者の性に関する記述が散見される。なかでも小宮山倭(1961)[24]は「女子犯罪者の三〇~五〇パーセントが精薄だが、それは精薄なるがゆえに犯罪を犯したんでしょうか。それから、女子精薄者の性欲の指導はどうしたらいいかですね」(第62号「《公開座談会》精神薄弱者と結婚の問題(2)一第五十一回手をつなぐ親の集いより」p13)と疑問を投げかけている。この言葉には「精薄なるがゆえ」と記述されていることから、個人還元主義的な発想があったことは想像に難くない。

有識者はどうであろうか。大阪市立大学の黒丸正四郎(1957)[25]は「IQ三〇、四〇といった親同士の結婚ということは事実上あり得ないことであって、多くは IQ八〇又は六〇程度の親の結婚から生まれたものであるからです」(第20号「精神薄弱児にはどんなタイプがあるか」p13)と説明する。同じく結婚について伊藤隆二(1965)[26]は、「ところが第二の危機がやってくる。それはわが子が思春期に達し、結婚適伶期(年令期、生理的に)を迎えた時である」(第107号「結婚相談の窓口から⑥」p23)と、知的障害者が結婚適齢期を迎えることを「危機」として表現している。有識者間でも同様に、結婚できるかどうかは知的障害の程度によるものだという考えが支配的であったと推察される。

一方で、教員同様に有識者にも売春との関係に ついての記述が見られる。法務省矯正局の職員 で、後に東京大学の教員となった樋口幸吉(1961) [27]は売春との関係で知的障害者を取り上げ、「婦人補導院を作る時、収容女子の五〇パーセントは精薄で性病、特にばい毒をもったものが来るだろうから医療機関を兼ねるようにしてもらいたい」(第62号「《公開座談会》精神薄弱者と結婚の問題(2)一第五十一回手をつなぐ親の集いより」p13)と、売春と知的障害、性感染症と知的障害の関係を説明した。

いずれの立場の人も知的障害者の障害程度と生活力の有無で結婚できるかは決まると考えていたこと、売春との関係も知的障害があることが一因であると当時考えていたことが確認できた。このことを踏まえると、知的障害者の性への態度の根底には、性の権利保障に当たってぶつかる社会的な障壁に対する懸念よりも個人還元主義的な考えがあったことが考えられる。

(3) 恋愛に関する記述

知的障害者の恋愛についてはどうだろうか。糸 賀一雄(1956)は「両方が私のところに手紙を持ってきますから、よくわかりますが、今頃の若い人たちの模範とすべきと思うような清純な恋愛をしています」(第5・6号「座談会 精薄児と性の問題(その二)優生手術と結婚について」p40)という肯定的な意見を述べている。仲野好雄(1965)[28]も「結婚を考える前に仕事を女房とし夫とさせ、自活能力が出来、恋愛が芽ばえた時結婚問題に本格的に取組むべきと思う」(第116号「昭和40年駆け歩きの記」p35)と述べている。

ただ、それら以外は、樋口幸吉(1956)[29]が「しかし若い人たちの恋愛の対象としては精薄児ではやはり精神的な要素が欠けているために物足らないわけです」(第4号「座談会 精薄児と性の問題(その一)精薄女子は守られているか」p33)、「普通の人ですと一つの恋愛過程、一緒に映画を見に行ったりラブレーターを書いたり、性欲を昇華した形を取るが、彼らはそういうことがないから、直接行動をとる」(同p39)と述べ、否定的な立場を取った。また教員である安部歳夫(1964)[30]も「歴史の長い学校や学級の教師たちは恋愛問題から結婚問題、結婚後の指導まで手を伸ばしているのである」(第102号「精神薄弱児の社会的自立のために」p32)と、肯定的とは言えない意味合いで「恋愛問題」を挙げている。

(4) 結婚と優生手術に関する記述

結婚は、知的障害者同士が主体的に結婚するよりも、見合による結婚が前提であった。ただし職員である近藤益雄(1958)が「結婚させるための条件」(第29号「精神薄弱者は結婚していいか」

p6) と述べるように当時の知的障害者の結婚は 周囲が「条件」を課していた。さらにその「条件 は」、登丸福寿(1958)が「一般的にいうと、男 女とも優生手術を行って、子供ができないように 配慮したい」(第29号「精神薄弱者は結婚してい いか」p7) と言うように、子どもを持つことを 容認しないものや、池田太郎(1964)が「大体結 婚させることは無理です」(第98号「社会に出て からの心配に応えて一第86回手をつなぐ親の集 いから」p9) と述べるように、知的障害者の結 婚に対しての否定的な意見がほとんどを占めた。

結婚と優生手術に関する記述は、1956年4月 から1966年3月で広く見ることができる。

知的障害者の親である高野いね子 (1957)[31] は「私には今の下の子に IQ35 の男の子がいる が、青年になったら断種させたい」(第14号「座 談会 親と教師は語る」p35) と優生手術に前向 きな姿勢を示している。同じく親である堀内トミ 子(1957)も「いざ結婚となると、普通の人でも 生活苦などという事がよく新聞にも出ておりまし て大変な事ですし、もしも出来たとしても優生手 術をしてという事になります」(第21号「年頃に なった娘を抱えた母親の悩み」p29)と述べ、結 婚の条件に優生手術を受けることを考えていたこ とがわかる。家族のわが子の生理に対する悩みに ついて、職員の石野繁野 (1962)[32]は、「①初潮 ショックについて、そのための指導はどうしたら いいか。②手当は、どのように指導しているか。 またその始末は一人でやれるか。 ③生理中に、 いろいろな問題はおきないか。 ④優生手術の問 題」を挙げ、生理の対応について、優生手術が問 題になっていることを示唆した(第75号「女子 の生理の指導について」pl4)。

一方、優生手術については否定的な意見もあっ た。親であり育成会の専務理事でもあった仲野好 雄(1961)[33]は「精神薄弱者は優生手術を行な うべきかどうか、行なうとすればその年令はと、 私たちの大きな迷いであります」(第62号「私た ちの視野を拡げましょう (3) (成人問題)」p11) と迷いがあることを述べている。また同じく仲野 好雄(1963)[34]は「優生手術をして親がほっと している話を聞いて、それが他の地域に漫延する 兆候さえあるんですが」(第84号「座談会 精神 薄弱者の性と結婚について一第69回手をつなぐ 親の集いから」p10)7)と知的障害者に対する優生 手術の実施に否定的な見解を示している。上述の 石野繁野(1962)も「優生手術が必要であるとい う意見も多いようですが、私どもは子どもたちと 生活をするなかで、とくべつな場合以外は必要を 認めません」(第75号「女子の生理の指導につい て」p17) と、優生手術に対する否定的な見解を 述べている。

教員である佐藤善七 (1958)[35]は「(6) 先天 的遺伝性が現在できうれば断種して結婚すべきで ある」(第29号「精神薄弱者は結婚していいか」 p6) と主張した。石毛すみ (1958)[36]も「社会 的には断種が望ましいでしょうが、相手のあるこ とで、きめつけることはどうかと思いますし、医 学的に十分に調査し、遺伝などのことをたしかめ た末にきめるべきでしょう」(第30号「精神薄弱 者は結婚していいか(つづき)」p37)と断種は 仕方なしという態度を取った。

一方、小宮山倭(1956)は「ただ断種しても性 欲の減少とか、抑制とかには関係はないそうです から、子供ができないということの他は問題が残 る」(第5・6号 「座談会 精薄児と性の問題(そ の二)優生手術と結婚について p37)、「去勢を してしまえばいいのでしょうが、基本的人権と いうことにも関係してきますね」(同 p37)と優 生手術に対して懐疑的な姿勢を示した。藤波高 (1958) もエッセイのなかで「子供を育てる能力 もない本人に、結婚など考えるだけでも罪どすけ ど、そうかというて断種手術するとなると…やっ ぱりかわいそうですし、本人の幸福ということを 考えれば、そうすることがよいことはわかってい ても…先生、なかなか思いきれもんどす」(第32 号「ちえおくれの子まんだら(1)」p17) と優生 手術に対する思いをつづっている。

職員である菅修 (1958)[37]は知的障害者と結 婚という文脈で「精神薄弱の程度にもよります し、一律には云えませんが、一般的に云えば、結 婚はしない方がいいでしょう。もし結婚すること があるとすると遺伝性のものまたは子女の養育不 能のものは優生手術をしておいた方がいいでし ょう」(第29号「精神薄弱者は結婚していいか」 p5) と述べている。同じ誌面で、職員である登 丸福寿(1958)も「そして結婚させる場合の条件 は、一般的にいうと、男女とも優生手術を行っ て、子供ができないように配慮したい」(第29号 「精神薄弱者は結婚していいか」p7)と主張した。 登丸福寿(1966)は1960年代に入ってからも優 生手術を推進しており「似た者夫婦の場合は、育 児は無理ですから、優生手術を利用することも考 慮に入れておくことです」(第118号「成人の諸 問題」p12)という主張を繰り返している。

一方で日本心身障害児協会の跡見一子(1963) は優生手術について「優生手術は生殖不能―つま り子どもができないようにするだけで去勢ではあ りません」(第84号「座談会 精神薄弱者の性と 結婚について一第69回手をつなぐ親の集いから」 pl1) と述べるなど、優生手術の見解が分かれて いたことも確認できた。

また制度を作る側でもある国も優生手術には 賛成であった。法務省矯正局時代の樋口幸吉

(1956) はアメリカの施設を例に挙げながら「私 の見たところでは長期収容で女性と男性と一緒で すが、優生手術をすることを条件にして結婚させ ております」(第5・6号「座談会 精薄児と性の 問題(その二)優生手術と結婚について」p41) と、優生手術に取り組む海外の事例を紹介してい る。その上で、「優生手術の場合には、精薄の場 合は本人の納得なしでも本質的にやれます。それ は優生保護委員会に申請すれば優生手術の場合は そう問題じゃないかと思います」(同 p42)と推 進する姿勢を示している。また 厚生省精神衛生 課課長補佐であった横山富雄(1958)[38]は、「ま た、優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止 する抜本的な対策として、遺伝歴の濃い患者につ いておこなっている優生手術は、昭和三十一年度 には一、三四一件実施しましたが、本年も上半期 で五八五件に達しております。 本手術は、全額 国費負担をもって行われるのでありますが、昭和 三十三年度は二千四百三十八万円の予算が計上さ れ、男四五〇、女九〇五、計一、三五五件の実施 を予定しています」(第24号「昭和33年度にお ける精神衛生課の事業について」p32)と、国策 として優生手術に取り組んでいることを明記して いる。

有識者はどう見ていたのだろうか。日赤病院小児科部長の小林提樹(1956)[39]「断種は社会的に悪を残すということばかりじゃない。社会的に不良な行為をするということも一つの断種の対象になるんじゃないか」(第4号「座談会 精薄児と性の問題(その一)精薄女子は守られているか」p35)と優生手術に対して否定的ではない立場を取った。その後も小林提樹(1956)は「断種でしょう。次の子供の問題が起りますから、家族性であるだけになを問題が起ります、これは精薄の子が生れる率が高い」(第5・6号「座談会 精薄児と性の問題(その二)優生手術と結婚について」p40)と同じ立場を取っている。

東京大学の三木安正 (1956)[40]は「優生保護法では遺伝的なものでなければ断種はできないのが原則ですが、精薄の場合は遺伝ということがはっきりしなくても保護者の同意がある場合には優生手術を行うことの審査を願いでることがゆるされているわけですね」(第5・6号「座談会 精薄児と性の問題(その二)優生手術と結婚について」p37)と優生手術の手続について説明をした。また東京教育大学の西谷三四郎 (1958)[41]は、「避妊が行われがたいときは優生手術をして結婚するのもよいと考えます」(第29号「精神薄弱者は結婚していいか」p6)と優生手術を肯定し、東京大学の教員なった樋口幸吉(1961)も「それでいつごろから優生手術を考えるか頭痛の種でしょうが、これも一般的にいつということはできませ

ん」(第62号「《公開座談会》精神薄弱者と結婚の問題(2)一第五十一回手をつなぐ親の集いより」p12)と優生手術を否定しない立場を取った。

(5) 知的障害者の性に対する肯定的な記述

上記のような否定的な記述が多い一方で、数は限られるが、結婚を含む性に関しての肯定的な記述も確認できた。親であり全国精神薄弱児育成会の専任理事であった仲野好雄(1957)[42]は「第四は『結婚に伴う家庭生活の喜び』であります。これは私の夢であったのでありますが、今の子供の成長段階から見ますと親として真剣に取り組まなければならない問題」(第13号「『手をつなぐ親の会』今後の使命について」p7)と述べた。また職員であった渡辺実(1958)も「性欲的行動の中には明るい行動も沢山含まれているので、大人らしい誇りを持たせるチャンスでもあると思います」(第30号「『性』的行動に対する指導」p31)と述べている。

さらに当時東京都教育委員会指導主事であった 小杉長平(1962)[43]が「やがてH子の誠実その もののような勤務振りに、職場の男性から求婚が あった。この話はうまくまとまり、現在すでに二 人の子の親になっている」(第70号「学校じゃ 子の娘の葬式まで出してくれない」p7)という 内容をエッセーの中で記述している。仲野好雄 (1966)[44]も「特殊教育の進歩は結婚の巾を拡 げ、IQ40代までには人により可能になった」(第 118号「昭和40年代駆け歩きの記」p34)と、わ ずかに社会の変化の兆しが生じていることが示唆 されている。

5. 考察

本研究は『手をつなぐ親たち』の知的障害児者に対する性に関する記述内容を分析し、創刊された1956年4月から1966年3月にかけての親、教育、福祉ならびに有識者の態度を明らかにすることを目的とした。特に本研究では、(1)知的障害者の性に対する否定的な記述、(2)個人還元主義的な記述、(3)恋愛に関する記述、(4)結婚と優生手術に関する記述、(5)知的障害者の性に対する肯定的な記述の5つの視点での整理を試みた。本稿で述べてきたように、親や教員、職員をはじめとした関係者が考える知的障害者の性行動・性表現の中心は結婚やマスターベーションとそれに関するものであった。

西村(2021)の指摘にあるように第3号に掲載された「堕ちゆくもの一春枝のかなしみ」の影響は大きく、それをきっかけに性をテーマとした座談会が組まれるなど議論が活発化した様子が見られた。ただし、この当時は、(1)知的障害者の性

に対する否定的な記述や (2) 個人還元主義的な記述が見られるだけでなく、有識者や行政担当者の意見も踏まえた (3) 結婚と優生手術に関する記述が多く取り上げられていたことが分かる。特に優生手術については、親、教員、職員、行政関係者、有識者ともに支持的な立場を取っていたことが明らかになった。糸賀や仲野の優生手術に対して疑問を呈する態度表明は少数であったことも確認できた。

日本では1950年代後半から1970年代にかけて、性教育として教育現場で「純潔教育」が行われている。池谷(2001)[45]によれば、「純潔教育」に通底する基本理念には、「〈恋愛=結婚=性〉原理」(池谷2001:17) や優生思想が含まれており、結婚までは純潔を保つこと=結婚相手以外とは性行為を行わないこと、良い母親が良い子を産んで育てるといった性規範が打ち出されていたとされる。このことからも、知的障害者の周囲の人たちが優生手術に対して支持的な態度をとってきたこと、恋愛にも結婚にも否定的であったことは、それが当時主流になっていた考え方であったからと推察される。

結婚に関しては、本研究に類似した研究として 大塚 (2018)[46]が『主婦の友』の記載内容を分 析している。大塚は、戦時体制期には見合結婚の なかにも「創刊以来の提唱である見合結婚の改 革、すなわち①当人たちの決定権の尊重と②当人 同士の充分な接触の組み込みが、かなり浸透して いたようだ」(大塚 2018:315) という考えが社会 に浸透していた点を指摘しており、戦時体制期に は愛も含めた見合結婚の定着があったと指摘す る。一方本研究で取り上げた『手をつなぐ親た ち』は戦後に発刊されたものである。知的障害者 の「見合結婚」は言葉としても出てこない。結婚 という文脈でみても、周りから結婚の条件、特に 優生手術の実施が想定されていたことを考える と、適齢期には結婚することが当然とされた社会 の常識の中に彼らは置かれず、恋愛よりも遺伝と いうことに重きが置かれ、結婚そのものに否定的 だったということが指摘できる。

2018年に全国手をつなぐ育成会連合会は、『手をつなぐ』誌面上で、「旧優生保護法・不妊手術と『手をつなぐ』」と題して、自らの立場を振り返っている。その中で「多くが学識者や施策に携わる者の論によるものとはいえ、不妊手術の存在を前提とした記事を掲載していた時期があったことは確かです」(全国手をつなぐ育成会 2018:26)[47]と当時の態度を説明している。本研究でも同様の点が指摘できるとともに、1956年4月から1966年3月は先述の通り「指導誌」の位置づけであった『手をつなぐ親たち』が、当時の知的障害者やその家族または関係者らに対して優生

手術を受けさせるかどうかの判断に少なからず影響を与えていたのは想像に難くない。この点については、西村(2021)の指摘にも合致するところである。

一方、本研究の特徴である、全誌面に目を通し該当記事をピックアップして分類する方法には、就労や余暇など生活を中心とした記事に埋没している性を拾い出せるという利点があるのであるが、本研究にて焦点を当てた初期10年に関しては、そのような記述は見当たらなかった。このことから、知的障害者の性行動・性表現は生活と密着したものでなく、特別視されていることが指摘できる。知的障害者の性行動・性表現が否定的にとらえられていることからも、彼らの性行動・性表現は、生活に密着しない特別な「問題」として扱われていることがうかがわれる。

一方で、記事の数は少ないものの、糸賀や仲野、 小杉らによって優生手術に対して疑問が呈され、 肯定的な側面からの性の捉え直しが試みられよう とした点は評価に値し、かれらの考えがそれ以降 の議論の手掛かりになっていたとも考えられる。

おわりに

本研究は1956年4月から1966年3月の『手をつなぐ親たち』に焦点を当て、探索的ではあるものの、全誌に目を通し、そこに記述されている知的障害者の性行動・性表現から考察を深めていった。本研究は、本稿で取り上げた各氏に対して、批判的な立場を取るのではない。その当時主流となっていた考えを整理し、かれらの取ってきた態度を明らかにすることをめざしてきた。

本研究は『手をつなぐ親たち』の知的障害児者に対する性に関する記述内容を分析し、創刊された1956年4月から1966年3月にかけての親、教育、福祉ならびに有識者の態度を明らかにするという本研究の目的は概ね達成できたものと考える。ただ、本研究は、1956年4月から現在まで続く『手をつなぐ親たち』『手をつなぐ』の一端を見たに過ぎない。それ以降の関係者の態度の変化についても引き続き目を向け、(1)知的障害者の性に対する否定的な記述、(2)個人還元主義的な記述、(3)恋愛に関する記述、(4)結婚と優生手術に関する記述、(5)知的障害者の性に対する肯定的な記述の5つの視点の変化について分析を進めていきたい。

謝辞

本研究の資料の収集にあたっては、全国手をつなぐ育成会連合会の又村あおい氏にお力添えを頂いた。この場を借りて御礼申し上げたい。

付記

本研究は、科研費(JSPS23KJ0251、24K05387) の助成を受けて実施した。

註)

- 「障害者に不妊処置 道 江差の法人調査へ」(読売新聞 2022.12.19 夕刊)
- 2)「知的障害者に不妊提示 手術や避妊リング、8 組 応じる 北海道の施設」(朝日新聞 2022.12.20 朝刊)
- 3)「不妊処置『矯正していない』江差の社会福祉法人側、一問一答」(朝日新聞 2022.12.20 朝刊)
- 4)「障害者に不妊処置要求 北海道の福祉法人 結婚・同居時に」(読売新聞 2022.12.19 朝刊)
- 5) 『手をつなぐ親たち』創刊当初は社団法人全国精神 薄弱児育成会だった。一般社団法人全国手をつなぐ 育成会連合会の HP[48]によると、「1955 年に全国精 神薄弱者育成会として社団法人となり、1959 年には 社会福祉法人格を得て全日本精神薄弱者育成会」と なった旨の記述があるが、『手をつなぐ親たち』は 1958 年 12 月までは「社団法人全国精神薄弱児育成 会」が発行所となっている。
- 6) 河東田によると、大井一室橋論争は、「元特別支援 学校(養護学校)長の室橋正明が、結婚の4条件と して(①経済生活が確立されているかどうか②生活 処理能力③性の問題④出産・育児の能力)を提示し たのに対して、大井清吉(元東京学芸大学教授)が 新たな結婚の4条件(①精一杯働くこと②社会的な 手だてによる援助③性教育と自然な感情の成長④妊 娠中の配慮と子どもをもつことによる飛躍的成長発 達への援助)を示した」(河東田 2014:69)という ものである。
- 7) ここでの仲野の発言は、座談会登壇者としての発言では無く、記事上は「その他発言者」に分類されている。

文献

- [1] 児嶋芳郎 (2010)「障害児者に対する性、結婚及び性教育のとらえ方の変遷と現状―雑誌報告の検討より」『SNE ジャーナル』16 (1), pp. 112-27.
- [2] 河東田博 (2014) 「第 59 回ジェンダーセッション ハンディキャップとセクシュアリティ」『立教大学 ジェンダーフォーラム年報第 15 号』pp. 67-77.
- [3] 河東田博 (2024) 『誰もが性的人間として生きる ――知的障害と性』現代書館.
- [4] 西村明子(2021)『知的障害のある夫婦の子育て 支援に関する研究――「親性獲得」の支援プロセス に着目して』2020年度立教大学博士学位論文.
- [5] 全国精神薄弱児育成会 (1956) 『手をつなぐ親たち』 1.
- [6] 堀内トミ子 (1957) 「年ごろになった娘を抱えた 母親の悩み」『手をつなぐ親たち』 21, pp. 28-29.

- [7] 渡辺実 (1958)「『性』的行動に対する指導」『手をつなぐ親たち』30, pp. 30-31.
- [8] 岡崎英彦(1963)「一番困っている問題について ——重い障害の場合を中心に」『手をつなぐ親たち』 90, pp. 6-10.
- [9] 池田太郎 (1964)「社会に出てからの心配に応えて――第86回手をつなぐ親の集いから」『手をつなぐ親たち』98, pp. 5-10.
- [10] 登丸福寿(1966)「成人の諸問題」『手をつなぐ 親たち』118, pp. 9-12.
- [11] 糸賀一雄・大辻愛子・辻村泰男・塚本常雄・仲野好雄・仲野美保子・山口卓三・丸尾ヤス子・小林提樹・小宮山倭・樋口幸吉・森田本次郎・三木安正 (1956) 「座談会 精薄児と性の問題 (その一) 精薄女子は守られているか」『手をつなぐ親たち』4, pp. 29-39.
- [12] 小宮山倭・安部歳夫・喜多千寿子・飯田精一・ 石橋泰子 (1958) 「【座談会】精薄児の性教育につい て」『手をつなぐ親たち』 29, pp. 8-12.
- [13] 渡辺実・小杉長平・深津文雄・登丸福寿・跡見一子(1963)「座談会 精神薄弱者の性と結婚について――第69回手をつなぐ親の集いから」『手をつなぐ親たち』84, pp. 4-13.
- [14] 加藤茂男 (1964) 「男の子の自慰」 『手をつなぐ親たち』 103, pp. 28-29.
- [15] 加藤茂男 (1965a) 「父なし子を生んだ」 『手をつなぐ親たち』 106, pp. 32-33.
- [16] 加藤茂男 (1965b) 「夢想の結婚」『手をつなぐ親たち』 107, pp. 24-25.
- [17] 糸賀一雄・大辻愛子・辻村泰男・塚本常雄・仲野好雄・仲野美保子・山口卓三・丸尾ヤス子・小林提樹・小宮山倭・樋口幸吉・森田本次郎・三木安正 (1956) 「座談会 精薄児と性の問題 (その一) 精薄女子は守られているか」『手をつなぐ親たち』4, pp. 29-39.
- [18] 仲野好雄(1959)「天上の星と地上の草」『手をつなぐ親たち』41, pp. 16-24.
- [19] 近藤益雄(1958)「精神薄弱者は結婚していいか」 『手をつなぐ親たち』 29, pp. 5-7.
- [20] 登丸福寿 (1958) 「精神薄弱者は結婚していいか」 『手をつなぐ親たち』 29, pp. 5-7.
- [21] 小宮山倭・渡辺信・飯田精一・高野いね子・尾川 千代・井上花子・河村昌胡・丸尾保子・渡辺よし・ 畑よし子・橋本金子・菅原美喜・川田みよ子 (1957) 「座談会 親と教師は語る」『手をつなぐ親たち』 14, pp. 28-35.
- [22] 小宮山倭・安部歳夫・喜多千寿子・飯田精一・ 石橋泰子(1958)「【座談会】精薄児の性教育につい て」『手をつなぐ親たち』29, pp. 8-12.
- [23] 藤波高 (1958) 「ちえおくれの子まんだら (1)」 『手をつなぐ親たち』 32, pp. 16-18.
- [24] 小宮山倭・重田定正・小杉長平・笠井福松・仲野好雄・樋口幸吉(1961)「《公開座談会》精神薄弱者と結婚の問題(2) ――第五十一回手をつなぐ親の集いより」『手をつなぐ親たち』62, pp. 12-14.

- [25] 黒丸正四郎 (1957) 「精神薄弱児にはどんなタイプがあるか」『手をつなぐ親たち』 20, pp. 12-16.
- [26] 伊藤隆二 (1965) 「教育相談の窓口から⑥」『手をつなぐ親たち』107, p. 23.
- [27] 小宮山倭・重田定正・小杉長平・笠井福松・仲野好雄・樋口幸吉(1961)「《公開座談会》精神薄弱者と結婚の問題(2) ――第五十一回手をつなぐ親の集いより」『手をつなぐ親たち』62, pp. 12-14.
- [28] 仲野好雄(1965) 「昭和40年駆け歩きの記」『手をつなぐ親たち』116, pp. 34-38.
- [29] 糸賀一雄・大辻愛子・辻村泰男・塚本常雄・仲野好雄・仲野美保子・山口卓三・丸尾ヤス子・小林提樹・小宮山倭・樋口幸吉・森田本次郎・三木安正 (1956) 「座談会 精薄児と性の問題 (その二) 優生手術と結婚について」『手をつなぐ親たち』5・6, pp. 36-44.
- [30] 安部歳夫(1964)「精神薄弱児の社会的自立のために」『手をつなぐ親たち』102, pp. 25-32.
- [31] 小宮山倭・渡辺信・飯田精一・高野いね子・尾川 千代・井上花子・河村昌胡・丸尾保子・渡辺よし・ 畑よし子・橋本金子・菅原美喜・川田みよ子 (1957) 「座談会 親と教師は語る」『手をつなぐ親たち』14, pp. 28-35.
- [32] 石野繁野 (1962) 「女子の整理の指導について」 『手をつなぐ親たち』75, pp. 14-18.
- [33] 仲野好雄(1961)「私たちの視野を拡げましょう」 『手をつなぐ親たち』62, pp. 6-11.
- [34] 渡辺実・小杉長平・深津文雄・登丸福寿・跡見一子(1963)「座談会 精神薄弱者の性と結婚について――第69回手をつなぐ親の集いから」『手をつなぐ親たち』84, pp. 4-13.
- [35] 佐藤善七 (1958) 「精神薄弱者は結婚していいか」 『手をつなぐ親たち』 29, pp. 5-7.
- [36] 石毛すみ (1958) 「精神薄弱者は結婚していいか (つづき)」 『手をつなぐ親たち』 30, p. 37.
- [37] 菅修(1958)「知的障害者は結婚していいか」『手をつなぐ親たち』29, pp. 5-7.
- [38] 横山富雄 (1958) 「昭和 33 年度における精神衛生 課の事業について」『手をつなぐ親たち』 24, pp. 31-32
- [39] 糸賀一雄・大辻愛子・辻村泰男・塚本常雄・仲野好雄・仲野美保子・山口卓三・丸尾ヤス子・小林提樹・小宮山倭・樋口幸吉・森田本次郎・三木安正(1956)「座談会 精薄児と性の問題(その一)精薄女子は守られているか」『手をつなぐ親たち』4, pp. 29-39
- [40] 糸賀一雄・大辻愛子・辻村泰男・塚本常雄・仲野好雄・仲野美保子・山口卓三・丸尾ヤス子・小林提樹・小宮山倭・樋口幸吉・森田本次郎・三木安正(1956)「座談会 精薄児と性の問題(その一)精薄女子は守られているか」『手をつなぐ親たち』4, pp. 29-39
- [41] 西谷三四郎 (1958) 「精神薄弱者は結婚していいか」 『手をつなぐ親たち』 29, pp. 5-7.
- [42] 仲野好雄(1957)「『手をつなぐ親の会』今後の

- 使命について」『手をつなぐ親たち』13, pp. 6-12.
- [43] 小杉長平 (1962) 「学校じゃ子の娘の葬式まで出してくれない」『手をつなぐ親たち』 70, pp. 6-7.
- [44] 仲野好雄(1966) 「昭和40年駆け歩きの記」『手をつなぐ親たち』118, pp. 34-39.
- [45] 池谷壽夫 (2001)「純潔教育に見る家族のセクシュアリティとジェンダー――純潔教育家族像から 60 年代家族像へ」『教育学研究』 68(3), pp. 16-27.
- [46] 大塚明子(2018)『「主婦の友」にみる日本型恋 愛結婚イデオロギー』勁草書房.
- [47] 全国手をつなぐ育成会連合会 (2018) 「旧優生 保護法・不妊手術と『手をつなぐ』」『手をつなぐ』 748, pp. 24-27.
- [48] 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会「育成会連合会について」(http://zen-iku. jp/aboutus 2024 年 11 月 13 日アクセス).